



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 3 日 (火)  
第 8 0 7 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	車両制限令による道路の指定 (2 件) (114・115) (道路企画課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (116) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (117) (〃) . . . . . 3
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住宅政策課) . . . . . 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第114号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成21年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	313号	倉吉市和田字清水尻469-1地先から東伯郡北栄町弓原字灘山949-3地先まで	平成21年4月1日
一般県道	河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り776-6地先から同字780地先まで	〃

## 鳥取県告示第115号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成21年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	313号	倉吉市和田字清水尻469-1地先から東伯郡北栄町弓原字灘山949-3地先まで	平成21年4月1日
一般県道	河原インター線	鳥取市河原町高福字長通り776-6地先から同字780地先まで	〃

### 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

#### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

#### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

## (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 鳥取県告示第116号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
坂口卓彌	鳥取市元魚町二丁目119	坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目119	居宅療養管理指導	平成20年12月31日
医療法人岡田医院 理事長 岡田不二雄	八頭郡八頭町花294	医療法人岡田医院	八頭郡八頭町花294	〃	平成21年1月31日
医療法人社団若桜柿坂医院 理事長 柿坂紀武	八頭郡若桜町大字若桜296-1	若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜296-1	居宅療養管理指導 訪問看護 訪問リハビリテーション	平成21年2月10日

## 鳥取県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
坂口卓彌	鳥取市元魚町二丁目119	坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目119	介護予防居宅療養管理指導	平成20年12月31日
医療法人岡田医院 理事長 岡田不二雄	八頭郡八頭町花294	医療法人岡田医院	八頭郡八頭町花294	〃	平成21年1月31日

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成21年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 試験の日時

#### (1) 二級建築士試験

##### ア 学科の試験

平成21年7月5日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### イ 設計製図の試験

平成21年9月13日（日）午前11時30分から午後4時まで

#### (2) 木造建築士試験

##### ア 学科の試験

平成21年7月26日（日）午前10時から午後5時10分まで

##### イ 設計製図の試験

平成21年10月11日（日）午前11時30分から午後4時まで

### 2 試験の会場

#### (1) 二級建築士試験

##### ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

##### イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取湖陵高等学校 鳥取市湖山町北三丁目250

#### (2) 木造建築士試験

##### ア 学科の試験

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

##### イ 設計製図の試験

鳥取県立鳥取湖陵高等学校 鳥取市湖山町北三丁目250

### 3 試験の内容

#### (1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

#### (2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

### 4 受験申込手続

#### (1) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

- ア 受付期間  
平成21年4月1日（水）午前10時から同月7日（火）午後4時まで
- イ 申込方法  
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。
- (2) 受付場所における受験申込み
- ア 受付期間及び場所  
(ア) 平成21年4月13日（月）から同月17日（金）までの午前10時から午後4時まで  
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375  
(イ) 平成21年4月13日（月）及び同月14日（火）の午前10時から午後4時まで  
米子コンベンションセンター 米子市末広町294
- イ 申込方法  
受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。
- 5 合格者の発表及び合否の通知  
平成21年12月3日（木）（予定）に、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月25日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月8日（火）（予定）に同様の方法で通知する。
- 6 その他
- (1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成21年4月6日（月）から同月17日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。  
社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375  
鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176  
鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2  
鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目160  
社団法人鳥取県建築士会中部支部 倉吉市山根581-7（有限会社フジイ総合設計事務所内）  
社団法人鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126（株式会社桑本建築設計事務所内）
- (2) 設計製図の試験の課題は、平成21年6月10日（水）（予定）から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。
- (3) 受験手数料  
鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。
- (4) 問合せ先  
社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375 電話0857-21-7280
- (5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。
- (6) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-5524-3105）にその旨を申し出ること。

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年3月3日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

## 1 調達内容

## (1) 調達件名及び数量

鳥取県立中央病院医薬品・診療材料等物品調達管理業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

契約の日から平成25年3月31日まで（ただし、契約日から平成21年9月30日までは準備期間とし、同年10月1日から本稼働とする。）

## (4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

## (5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、5の(2)に定める書類等を別に提出しなければならない。

イ 入札金額は(1)に掲げる業務に必要な機器等に係る金額を合計した額を記載すること。

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (6) 予算額

85,890千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成21年3月3日（火）から同年4月28日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年3月3日（火）から同年4月28日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が薬品類の医療薬品及び衛生材料並びに医療・理化学機器類の医療機器のいずれにも登録された者であること。なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成21年3月12日（木）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 平成15年4月1日から平成20年3月31日までの5年間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を300床以上有する病院（集中治療室を有し、かつ、平成19年度において循環器科、脳神経外科、心臓血管外科及び整形外科の手術実績がある病院に限る。）の医薬品及び診療材料等の物品調達管理業務（以下「同種業務」という。）を2年以上履行した実績を有する者であること。

カ この競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。
- ウ 各構成員が(1)のアからウまでのすべてに該当すること。
- エ 競争入札参加資格のうち、その資格区分が薬品類の医療薬品に登録されている構成員が1名以上で、かつ、薬品類の衛生材料に登録されている構成員が1名以上であるとともに、医療・理化学機器類の医療機器に登録されている構成員が1名以上であること。
- なお、この競争入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成21年3月12日(木)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- オ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
- (ア) 代表者が(1)のオに該当すること。
- (イ) 代表者が、同種業務のうち、医薬品のみの物品調達管理業務又は診療材料等のみの物品調達管理業務のいずれかを2年以上履行した実績を有し、かつ、構成員が、同種業務のうち、代表者が実績を有していない医薬品のみの物品調達管理業務又は診療材料等のみの物品調達管理業務を2年以上履行した実績を有すること。
- カ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の名称及び所在地
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資比率
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 解散後の瑕疵担保責任
- (サ) その他必要な事項

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2209)

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成21年3月3日(火)から同月12日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、

交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成21年3月3日(火)から同月12日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年4月28日(火)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。)

鳥取県立中央病院大会議室(本館1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成21年3月19日(木)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に平成21年4月17日(金)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行った者であること。

(2) 提案書の内容について、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で提案内容の評価に応じて加点する。



- (3) 入札価格については、次により換算し、入札価格に対する点数（以下「入札価格点」という。）を与える。なお、入札価格点の上限は、設けない。

予算額から消費税及び地方消費税を除いた金額より当該金額の 1 パーセントに相当する額が減じられるごとに 3 点を加算する。

- (4) 医薬品及び診療材料等の購入経費については、次により換算し、購入経費に対する点数（以下「購入経費加算点」という。）を与える。なお、購入経費加算点の上限は、設けない。

平成 20 年の本件病院における医薬品及び診療材料等の購入実績の総額に 3.5 を乗じて得た金額より当該金額の 0.1 パーセントに相当する額が減じられるごとに 28 点を加算する。

- (5) (2) の加点の合計点、入札価格点及び購入経費加算点の合計点数（以下「合計点数」という。）が最も高い者を落札者とする。ただし、別記「落札者決定基準」の 1 から 10 までの項目について、一定以上の評価に達しない項目がある者及び合計点数が 120 点に達しない者については、合計点数が最も高い場合であっても落札者とししない。

- (6) 合計点数が最も高い者が 2 名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。なお、提案書の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A system of Supply Processing and Distribution 1 set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 12 March, 2009

- (3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 19 March, 2009

- (4) Time-limit for the submission of tenders : 11:00 AM, 28, April, 2009

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 28, April, 2009

- (5) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2209

### 別記 落札者決定基準

評価の内容（考え方）		提案に求める内容	主な評価基準	加点の上限
1 共通事項 （業務遂行体	(1)	業務全般の院内及び院外における体制	・業務に係る人員が確保されており業務が確実に遂行できること。	

	制、稼働実績及び業務に当たっての病院職員の意見反映に対する考え方)	(2)	管理責任者の経歴	・総括責任者及び業務管理責任者が同種業務の遂行に必要な経験及びスキルを有していること。	30
		(3)	代行業者の実績	・代行が支障なく行える実績等があること。	
		(4)	大事故発生時や災害時における物品供給の体制	・十分な在庫量及び確実に迅速な供給が可能な体制であること。	
		(5)	病院との協議、意見交換等	・柔軟に対応可能であること。	
		(6)	確実な連携と経済性を有する物品管理システムの導入	・当院の物流管理システムとの連携が確実なシステムを安価で提案していること。	20
		(7)	業務受託実績	・多くの実績があること。 特に救急救命センター機能を有する病院の実績が多数あること。	
		2	調達業務	(1)	スケジュール及び体制
(2)	持込品の対応の体制			・単価の算出方法が合理的な算出方法となっており、コスト削減効果があること。(条件：現行以上の値引率)	
(3)	定数管理対象物品の範囲			・使用頻度が低い物品でも定数管理対象物品となっていること。	
(4)	同等品・類似品等有用な提案方法			・同等品・類似品等の提案方法が具体的で実行可能な内容となっていること。	
(5)	術式・処置別キットの作成			・使用した物品の検証が可能であること。	
(6)	新規採用物品の単価及び締結済物品の単価を変更する場合の単価算出方法			・安価な単価を設定できる提案であること。	
(7)	休日夜間及び緊急時の体制			・確実に迅速な調達が可能であること。	
(8)	年末年始及び休日が3日以上継続する場合のスケジュール及び体制			・病院業務に支障がないこと。	
3	納品業務		標準コードによる管理	・納品時には J A N 及び E A N 128 を活用した管理によるバーコードシールを貼付すること。	10
4	搬送業務	(1)	スケジュール及び体制	・具体的なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	

		(2)	各部署における物品の補充方法	・病院業務に支障がなく、利便性の優れた内容であること。 ・平日における緊急時の臨時対応が利便性に優れていること。	20
5	在庫管理業務	(1)	院内倉庫の在庫品	・在庫物品の範囲、適正在庫の考え方が明示され、病院にとって利便性に優れていること。	10
		(2)	各部署の定数基準等		
		(3)	有効期限チェック方法	・合理的な有効期限チェック方法が明示されていること。	
		(4)	委託期間満了時における預託在庫品	・病院業務に支障がなく利便性に優れた内容であること。	
6	消費管理業務	(1)	請求漏れ防止、差異原因追求方法	・方法が具体的で実行可能な内容となっていること。	10
		(2)	改善提案の具体例	・改善提案の内容が病院にとって有用であり、合理的な方法であること。	
7	注射薬ピッキング業務		ピッキング業務の改善	・老朽化している現有機器について提案するなど、確実に経済的な業務の改善ができること。	10
8	棚卸業務		スケジュール及び体制	・スケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	10
9	クレーム処理業務		不具合発生対応	・適切な人員が確保されていること。	10
10	準備業務	(1)	業務内容	・準備業務が具体的に明示されていること。	30
		(2)	スケジュール及び体制	・妥当なスケジュールが明示されており、適切な人員が確保され、業務が確実に遂行できること。	
		(3)	病院所有在庫品との切り替え	・病院業務に支障がなく、利便性に優れた内容であること。	
小計					200

## 2 入札価格等に対する評価

11	入札価格に対する評価		経済性	・より安価であること。 予算額から消費税及び地方消費税を除いた金額：81,800,000円 上記の金額より当該金額の1パーセントに相当する額が減じられるごとに3点を加算する。	設けなし
12	契約期間中の医薬品及び診療材料等の購入経費		平成20年1年間に購入した医薬品及び診療材料等の全品目について、契約期間中に3.5倍の数量を購入した場合の想定購入金額（消費税及び地方	・より安価であること。 平成20年の購入実績額の3.5倍に相当する額：7,088,026,855円（消費税及び地方消費税を除く。） 平成20年の購入実績額の3.5倍の金額より当該金額の0.1パーセント	設けなし

		消費税を除く。）	に相当する額が減じられるごとに28 点を加算する。	
--	--	----------	------------------------------	--